オフィス・ソメヤ通信

2026 年 11 月号　No.173

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第 3 瑞穂ビル 209 号室
e-mail info@office-someya.jp

令和 8 年版労働経済白書が公表されました

厚生労働省は、令和 8 年 9 月に「令和 8 年版 労働経済の分析（労働経済白書）」を公表しました。今回の白書では、「ＡＩ等技術革新が進む中での労働市場の現状と課題」をテーマとして分析が行われています。その概要は次のとおりです。

◆令和 8 年版 労働経済白書　主な内容

＜第Ⅰ部＞

2025 年は、完全失業率や有効求人倍率がおおむね横ばいで推移したが、就業者数や雇用者数が過去最高に達するなど、引き続き改善の動き。

前年に続き高水準となった春闘等を背景とし、現金給与総額は５年連続で増加。

＜第Ⅱ部 第１章＞

新技術の導入期に積極的な投資を行った国では、ＧＤＰ成長率がより高くなっている傾向にあり、我が国においても、積極的なＡＩ投資は重要。その際、ＡＩの導入効果は、ＡＩ関連の人的資本投資によって高まることから、経営戦略と人材戦略を連携させることが重要。

＜第Ⅱ部 第２章＞

ＡＩが大きな雇用減少をもたらしている証左は確認されず、ＡＩが高齢者等の労働参加を支援し、労働供給量を増加させる可能性を指摘する先行研究もある。他方、職種別にみれば、「管理・専門職」、「事務職」、「現場職」などによってＡＩによる雇用への影響が異なる可能性があり、ＡＩによって労働需給が変化していく可能性がある中で、政府として、労働者の希望に応じた円滑な労働移動やリ・スキリングを支援していくことが重要。

＜第Ⅱ部 第３章＞

ＡＩの職場への浸透に伴って、労働者に求められるスキルも変化していく可能性が高い中で、論理的思考力やコミュニケーション能力など、特定の業務遂行の用途にとどまらない能力を総称した「メタスキル」の向上が重要。メタスキルが高い者は、低い者と比較し、賃金が高い傾向にあり、その重要性に関する情報発信の強化が重要。

【厚生労働省】　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75700.html

令和 7 年度の長時間労働に関する監督指導結果が取りまとめられました

厚生労働省は、令和 7 年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しましました。

令和 7 年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

◆令和 7 年度の監督指導実施状況のポイント（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

(1)監督指導の実施事業場:29,150 事業場

(2)主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの:11,228 事業場 (38.5%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの: 4,991 事業場(44.5%)
うち、月 100 時間を超えるもの: 2,842 事業場(25.3%)
うち、月 150 時間を超えるもの: 554 事業場(4.9%)
うち、月 200 時間を超えるもの: 111 事業場(1.0%)

② 賃金不払残業があったもの: 1,901 事業場(6.5%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 5,919 事業場 (20.3%)

(3)主な健康障害防止に関する指導の状況
[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの:
12,811 事業場 (43.9%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 4,045 事業場 (13.9%)

◆事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
29,150	6,823 (23.4%)	12,234 (42.0%)	4,510 (15.5%)	2,595 (8.9%)	1,946 (6.7%)	1,042 (3.6%)

◆企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
29,150	3,557 (12.2%)	7,697 (26.4%)	3,791 (13.0%)	3,480 (11.9%)	4,026 (13.8%)	6,599 (22.6%)

☆監督指導実施状況のほか、具体的な事例も公表されていますので、以下の URL からご確認ください。

【厚生労働省】 https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001748780.pdf

同一労働同一賃金ガイドライン等の改正が施行され、厚労省のチェックツールも更新されました

パートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者等の待遇の改善を図るための「同一労働同一賃金ガイドライン」が、最近の判例などを考慮して改正され、賞与、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒賞について、新たな記載が追加されました。また、パートタイム・有期雇用労働法施行規則及び労働者派遣法施行規則が改正され、雇入れ時、派遣時における労働条件明示事項が追加されました。これらの改正が、令和8年 10 月1日から適用・施行されています。

これを受けて、厚生労働省（多様な働き方の実現応援サイト）から公表されている「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」も更新されています。この機会に、チェックツールをご利用してみてはいかがでしょうか。

◆パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール（このチェックツールで分かること）



【厚生労働省】https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

編集後記

2026 年も残り 2 か月となり、気持ちが焦り始めています。しかし、焦ってもいいことはないので、焦らず地に足をつけて前進していくよう努めたいと思います。

神社仏閣好きではありますが、この 1 年間、喪中のために神社の参拝は控えていました。ようやく喪が明け、神社の参拝が可能となります。毎年恒例の「寒川神社」や「代々木八幡宮」へは早々に参拝を予定していますが、残念ながら、酉の市は二の酉までのため、参拝は難しそうですが、その代わりといってはなんですが、伊勢神宮参拝を計画中です。さあ、年内は全速力で走り抜け、年末に気持ち良いくらいのやり切った感を味わいたいと思います。